明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（五四）　三
○令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律（五五）　五

〔政　令〕
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行令（一八七）　六
○雇用保険法施行令の一部を改正する政令（一八八）　七

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二三、一二七）　三
○社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令（同一二四）　三
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（同一二五）　三
○雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令（同一二六）　一四

〔告　示〕
○令和二年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件（総務一九〇）　二〇

本号で公布された法令のあらまし

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（法律第五四号）（厚生労働省）

1　趣旨

この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法の特例等を定めるものとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいうこととした。（第二条関係）

3　給付日数の延長に関する特例

㈠　雇用保険の受給資格者であって、就職が困難な受給資格者以外のもの（個別延長給付又は地域延長給付の支給を受けることができるものを除く。）のうち、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める者については、公共職業安定所長が、その地域における雇用機会の状況及び新型コロナウイルス感染症についての新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況その他の事情を勘案し、雇用保険法第二四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた場合においては、㈢の期間内の失業している日（失業の認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができることとした。（第三条第一項関係）

(1)　受給資格に係る離職の日が、新型コロナウイルス感染症について新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日以前である場合　当該日において現に受給資格者である者

(2)　受給資格に係る離職の日が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日後新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた日以前である場合　特定理由離職者又は特定受給資格者である者

(3)　受給資格に係る離職の日が、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた日後である場合　特定理由離職者（雇用保険法第二四条の二第一項に規定するものに限る。）又は特定受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）により離職を余儀なくされた者

㈡　㈠の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六〇日（雇用保険法第二三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあっては、三〇日）を限度とするものとした。（第三条第二項関係）

㈢　㈠の基本手当の支給（㈣において「特例延長給付」という。）を受ける受給資格者の受給期間は、雇用保険法第二〇条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に㈡の日数を加えた期間とすることとした。（第三条第三項関係）

㈣　特例延長給付に関する調整等に関する規定の整備を行うこととした。（第三条第四項関係）

4　雇用保険法による雇用安定事業の特例

政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった被保険者に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができることとした。（第四条関係）